

## S A I C M 国内実施計画の策定等について（案）

平成23年6月6日  
環境省環境安全課

### 1. S A I C M 国内実施計画について

- SAICM 包括的方針戦略（OPS）では、各国における SAICM 実施のための手法として、SAICM 国内実施計画の策定について以下のとおり規定している。

第 22 パラグラフ：「*SAICM の実施は、適切な場合には、SAICM 国内実施計画を策定するための必要な能力を構築する育成的段階から始めることができるであろう。SAICM 国内実施計画は、関連した関係者の参加により、適切な場合には、既存の法令、ナショナルプロファイル、行動計画、関係者のイニシアティブと格差、優先順位、必要性と状況を考慮し策定することができる。*」

- SAICM 国内実施計画の策定は、SAICM に沿った化学物質管理施策に係る関係省庁の連携に資するとともに、我が国の取組状況を国内外の関係者に示し、関係者の取組を確実に実施する上で必要である。
- このため、第 1 回 SAICM 関係省庁連絡会議（平成 18 年 4 月 17 日）において、SAICM 国内実施計画の策定を決定し、その旨を公表済みである。（別添 1-1、1-2）
- 他方、環境基本計画の見直し作業が年度内を目途に開始されており、環境基本計画の化学物質関連の部分についても、見直しが必要である。（次項参照）

### 【今後の方針（案）】

- ✓ 環境基本計画の見直し作業と連動させつつ、所要の作業に着手し、来年 7 月の ICCM3 に向けて、SAICM 国内実施計画を策定することとしたい。
- ✓ 本連絡会議の下、関係府省が連携しつつ策定作業を進めるとともに、ステークホルダーからの意見聴取の場として、本年度より設置予定の「化学物質と環境政策対話（仮称）」（別添 5-1）を適宜活用することとしたい。また、パブリック・コメント手続きも適宜行うこととしたい。これら作業の事務局は、環境省環境安全課が務めることとしたい。

### 2. 環境基本計画の見直しについて

- 第三次環境基本計画（平成 18 年 4 月 7 日閣議決定）は、「化学物質の環境リスクの低減」を重点分野のひとつに位置付け、SAICM に沿って国際的な観点に立つ

た化学物質管理に取り組むべきことを規定している。(別添 2)

- ・ 本年 3 月、環境大臣から環境基本計画の見直しについて諮問を受けて、中央環境審議会総合政策部会で審議が開始。7 月を目途に論点整理、基本的構成、今後の進め方等が取りまとめられ、夏以降、原案作成作業が開始され、本年度内を目途に第四次環境基本計画の閣議決定の見込み。(別添 3)
- ・ 第四次環境基本計画の論点・構成等は、今後の中央環境審議会総合政策部会の審議次第ではあるが、第三次環境基本計画において重点分野として位置付けられたのと同様に、化学物質対策が何らかの形で重点のひとつとして取り上げられるものと思料。

#### 【今後の方針（案）】

- ✓ 第四次環境基本計画の化学物質対策関係の原案作成作業において、本連絡会の関係府省の御協力をお願いしたい。
- ✓ 具体的な作業の進め方については、中央環境審議会総合政策部会事務局（環境省総合環境政策局環境計画課）及び環境省環境安全課で今後調整することとするが、関係府省と連携・調整しつつ案を作成して、中央環境審議会に報告することとしたい。作業の事務局は、環境省が務めることとしたい。
- ✓ 第四次環境基本計画と SAICM 国内実施計画の関係については、以下の整理としてはどうか。
  - ・ 環境基本計画は「環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱」を定めることと規定されている（環境基本法第 15 条第 2 項）。
  - ・ SAICM 国内実施計画は、環境基本計画を踏まえつつ、我が国の SAICM 実施に係る具体的な施策を記述するもの。

#### 3. P O P s 条約国内実施計画の点検・改定について

- ・ 残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約（以下「POPs 条約」という。）に基づく国内実施計画（平成 17 年 6 月、地球環境保全に関する関係閣僚会議）については、昨年 8 月に条約の対象物質が追加されたことから、条約の規定により 2 年以内（来年 8 月まで）に国内実施計画を改定し、条約事務局に通報する必要がある。
- ・ 他方、SAICM 包括方針戦略（OPS）の第 22 パラグラフは、「SAICM 国内実施計画は、…、適切な場合には、既存の…行動計画…を考慮し策定することができる。」と規定されている。

## 【今後の方針（案）】

- ✓ SAICM 国内実施計画に、POPs に係る施策については POPs 条約国内実施計画において規定する旨を明記するとともに、SAICM 国内実施計画の策定作業と並行して POPs 条約国内実施計画の点検・改定作業を進めてはどうか。
- ✓ POPs 国内実施計画の点検・改定の具体的な作業の進め方については、POPs 条約関係省庁連絡会議（局次長・部長級）の幹事会（課長級）において調整することとしたい。
- ✓ なお、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく「ダイオキシン排出削減計画」の枠組みにより、関係府省と連携しつつ作業を進めることとしたい。

#### 4. 今後のスケジュール（素案）

7月目途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央環境審議会総政部会 中間取りまとめ（第四次環境基本計画の論点整理、基本構成、今後の進め方） → パブリック・コメント</li> </ul>	
夏以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画（化学物質関係分） 原案作成開始</li> <li>・並行して SAICM 国内実施計画の策定及び POPs 条約国内実施計画の点検・改定についても作業開始 → 重要施策については、環境基本計画にその大綱を盛り込むべく努める。</li> </ul>	9月初旬？：SAICM アジア太平洋地域会合（北京？）
11月目途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画原案（化学物質関係分）取りまとめ → 中央環境審議会に報告。中環審は基本計画原案を取りまとめ、パブリック・コメント</li> <li>・SAICM 国内実施計画及び POPs 条約国内実施計画の作業本格化</li> </ul>	11月中旬？：SAICM 公開作業部会（ペオグランド）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内実施計画について、「化学物質と環境政策対話（仮称）」で意見聴取（複数回？）</li> </ul>	
年度内目途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画について、中環審答申、閣議決定</li> </ul>	
4月目途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SAICM 及び POPs 条約国内実施計画（案） 各省セット → パブリック・コメント及び英訳作業</li> </ul>	
6月目途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SAICM 及び POPs 国内実施計画をセット → SAICM 国内実施計画は、第3回国際化学物質管理会議（ICCM3、7月15～20日）で適宜紹介 → POPs 国内実施計画は、条約事務局に提出（8月迄）</li> </ul>	7月15～20日：第3回国際化学物質管理会議（ICCM3、ジュネーブ）

## SAICM 国内実施計画の策定について（案）

### 1. 趣旨

SAICM は、国際化学物質管理会議（平成 18 年 2 月、ドバイ）において、我が国政府も支持し、採択されたものであり、今後とも、これに沿った化学物質の適正な管理のための施策を推進していくことが必要である。

SACIM においては、各国における実施のための手法として、以下のとおり、国内実施計画の策定が示唆されている。

包括的方針戦略第 22 パラグラフ：「SAICM の実施は、適切な場合には、SAICM 国内実施計画を策定するための必要な能力を構築する育成的段階から始めることができるであろう。SAICM 国内実施計画は、関連した関係者の参加により、適切な場合には、既存の法令、ナショナルプロファイル、行動計画、関係者のイニシアティブと格差、優先順位、必要性と状況を考慮し策定することができる。」

国内実施計画の策定は、SAICM に沿った化学物質管理施策に係る関係省庁の連携に資するとともに、我が国の取組状況を国内外の関係者に示し、関係者の取組を促す上で有益である。このため、関係省庁連絡会議において、SAICM 国内実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定することとする。

### 2. 計画の作成・決定手法

実施計画は、関係省庁連絡会議において決定するものとする。

SAICM においては、化学物質管理への関係者の参加が強く推奨されていることから、その実施計画の策定過程で関係者との意見交換会を開催するとともに、案を公表して国民の意見聴取を行う。

### 3. SAICM 国内実施計画の内容

実施計画の内容は、おおよそ以下のとおりとする。

#### (1) 総論

ドバイ宣言及び包括的方針戦略に沿って、我が国における化学物質管理の基本的な方針を記述する。

#### (2) 各論

世界行動計画に掲げられた 273 の行動項目のうち、我が国として取り上げるべき項目を選定するとともに項目の再整理を行い、具体的な取組の概要をとりまとめる。必要に応じ、項目の追加も可とする。

なお、実施計画に記載する具体的な取組は、原則として国の施策・事業等とする。ただし、特に必要と考えられる場合は、地方公共団体、事業者、国民、民間団体等に期待される取組についても記載することとする。

#### **4. 計画の進行管理**

関係省庁連絡会議において、毎年、実施計画に基づく取組状況についてとりまとめ、公表することとする。

また、関係省庁連絡会議において、必要に応じ、行動項目の加除修正を含む見直しを適宜行うこととする。

必要に応じ、取組状況について、関係者の意見交換会を開催する。

#### **5. 他計画との関係**

実施計画と国の他の計画との関係については、法令等の定めるところによる。

国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM) 関係省庁連絡会議  
第1回会合 議事要旨

平成18年4月17日(月)  
14:00~15:00

1. 出席者（代理出席を含む。）

内閣府政策統括官（科学技術政策担当）付参事官（環境・エネルギー担当）  
外務省国際社会協力部地球環境課長  
財務省大臣官房企画官  
文部科学省研究開発局地球・環境科学技術推進室長  
厚生労働省医薬食品局化学物質安全対策室長  
厚生労働省安全衛生部化学物質対策課長  
農林水産省大臣官房環境政策課長  
経済産業省製造産業局化学物質管理課長  
国土交通省総合政策局環境・海洋課長  
国土交通省総合政策局国土環境・調整課長  
環境省環境保健部環境安全課長

2. 議事

(1) 関係省庁連絡会議の設置について

資料1「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM) 関係省庁連絡会議設置要項」を了承。

環境省環境安全課長を議長に選出。環境省環境安全課を事務局とする。

(2) 国内実施計画の策定について

資料3「SAICM 国内実施計画の策定について」議論。国内実施計画の策定作業の開始について了承。作業スケジュールについてさらに議論が必要とされ、関係省庁間で調整することとされた。

(3) ナショナルフォーカルポイントについて

関係省庁連絡会議議長（環境省環境安全課長）を SAICM ナショナルフォーカルポイントとし、外務省より SAICM 事務局に通知することとされた。

(4) アジア太平洋地域フォーカルポイントについて

我が国がアジア太平洋地域フォーカルポイントとなることにつき異論はなく、環境省環境安全課担当者を地域フォーカルポイントとして指名することとされた。

(5) その他

クイックスタートプログラムに係る状況、総合科学技術会議における「分野別推進計画」等について情報提供があった。



**SAICM 国内実施計画の策定について(案)**

平成21年6月  
環境保健部環境安全課

**1. SAICM 国内実施計画の策定の背景****(1) 必要性**

SAICM 国内実施計画（以下、「実施計画」という。）の策定は、SAICMに沿った化学物質管理施策に係る関係省庁の連携に資するとともに、我が国の取組状況を国内外の関係者に示し、関係者の取組を確実に実施する上で必要である。

このため、第1回 SAICM 関係省庁連絡会議（平成18年4月17日）において、国内実施計画の策定を決定している。

**(2) 主な内容 一環境基本計画における SAICM の位置づけ一****① 基本的な考え方**

平成18年に閣議決定された環境基本計画は SAICM について位置づけをしており、国内実施計画の基本方針として、環境基本計画等の構成を参考にして、化学物質管理全般についての我が国の考え方を記載する（第6回連絡会議）。

また、ドバイ宣言及び包括的戦略において各国が取り組むべき行動について、我が国にとって特に喫緊の課題として重要と考えられる項目について絞り込みを行い、これらの絞り込まれた項目について今後の取組を記載する（第6回連絡会議）。

**② 事項****【環境基本計画を参考にした項目の柱】**

- ・人の健康及び環境リスクの評価
- ・様々な対策手法を用いた人の健康及び環境リスクの低減対策
- ・化学物質に関連するリスクコミュニケーションの推進
- ・国際的取組等我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、開発途上国への技術支援

これらの柱書きの下に、

- ・各項目に関し、化学物質（農薬等を含む。）に係る人の健康の保護（労働者保護も含む。）、環境保全等についての我が国の施策の考え方（環境基本計画等を参考に整理）
- ・各省における実施施策及び今後講じる施策を記載。

**cf SAICM 国内実施計画が対象とする範囲**

SAICM 包括の方針戦略においては、「化学物質又は製品の安全性の健康・環境に関する

る側面が国内の食品又は薬剤の当局又は取決めによって規制されている範囲では、SAICM はその化学物質・製品に適用されない。」とされている。

このため、我が国の食品衛生法（残留農薬基準含む）及び薬事法の規制の範囲は対象としない。ただし、製造から消費にいたるまでの間はこれら個別法で人の健康の保護の観点から管理・規制がなされているが、環境への影響や環境中への排出後については管理・規制は環境保全の観点で行うことから、対象範囲とする（毒劇法も同様）。

放射性物質については、原子炉規制法・放射線障害防止法の管理・規制の範囲は対象としない。

#### 【我が国にとって喫緊の課題と今後の展開】

我が国にとって喫緊の課題として考えられる事項の選定クライテリアをまず検討、その上で、課題となる事項を抽出。

クライテリアとしては、例えば以下のような要件が想定される。

- ・ 2020 年目標を達成するため、我が国で化学工業品として製造、輸入、使用されている化学物質のリスクを評価し、また、管理するための主要な施策（例：化審法改正・既存化学物質点検）
- ・ ICCM2 等国際的な検討の場において喫緊に取り組むべきとされた課題（例：ナノ、環境保健、情報へのアクセス向上等）
- ・ 我が国に於いて特に要請のある事項（例：化審法附帯決議、審議会答申）

具体的な事項としては、例えば以下のような事項が想定される。2020 年までの工程表の形でまとめる。

##### ○ 既存化学物質点検

化審法改正、Japan Challenge 後継プログラム、OECD 等国際的な動きに関する今後の展開、見通し。

##### ○ 新規パラダイム：ナノ材料

ナノ材料の環境安全性確保に関する各省及び国際の動きに関する今後の展開、見通し。

##### ○ 化学物質と保健・環境

エコ・チルドレン調査、内分泌かく乱等に関する今後の施策とその見通し。

##### ○ 情報・知識へのアクセス

PRTR データ、エコ調査、リスク評価結果、MSDS、GHS 等の情報・知識へのアクセス向上に関する今後の施策と見通し。

（○ 有害化学物質を含む廃棄物管理）

（○ 製品中に含まれる化学物質管理）

## 【計画のフォローアップ及び見直し】

計画のフォローアップとして、喫緊の課題についての検討の進捗状況の点検を ICCM の前年を目途に行い、ICCM の作業部会及び ICCM へのインプットに活用する。進捗状況の点検は、関係省庁連絡会議がこれを行う。

計画の見直しについては、国内の関連する計画の改定、その他環境の状況や社会経済の変化等に対応し、必要に応じて、関係省庁連絡会議において本国内実施計画を改定するものとする。

## 2. 国内実施計画の決定プロセス等

### (1) 策定主体

国内実施計画の策定に当たっては、SAICM に盛り込まれた各種施策についてその実施状況を把握し、また、今後の施策について記載することが必要である。化学物質管理政策全般について広く関係府省の意見交換の場として設置されているものとして、SAICM 関係省庁連絡会議が挙げられる。

このため、当面、現行の各省連絡会議に於いて議論を進めるものとし、もし必要があると判断される場合には、他の検討母体についても柔軟に検討するものとする。

### (2) 関係者の意見聴取

#### ① 意見聴取手法

SAICM は政府のみならず、様々な関係者が実施することから、計画策定プロセスにおいて、これら関係者の意見を聴取することも有益とされている。意見聴取を行う手法としては、広くパブリックコメントを行うことや、関係者との意見交換の機会を設けることが考えられる。

#### ② 意見聴取の回数

一般的に計画策定の検討段階での参画を望む声が多いことから、SAICM 関係省庁連絡会議として、基本方針の構想及び計画案に盛り込むべき事項の選定を行った時点と、計画案を作成した時点で、パブリックコメントを行うことにしてはどうか。

関係者との意見交換の機会については、基本方針の構想及び計画案に盛り込むべき事項の選定を行った時点で、行ってはどうか（計画の細かな文言ではなく、大きな流れについて意見交換）。

#### ③ 留意点

なお、これら策定手続（特に公衆の参加の形態及び回数等）については、今後的情勢に応じて柔軟に対応することとする。

## 3. 当面のスケジュール

6月22日：第7回 SAICM 各省連絡会議

6月末～：対象範囲の施策内容について、材料集め。



## 環境基本計画（抄）

### （1）第三次環境基本計画におけるSAICMの記載内容

第二部 今四半世紀における環境政策の具体的な展開

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開（事象面で分けた重点分野政策プログラム）

第5節 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

3 施策の基本的方向

「(4) 平成18年に合意された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組みます。先進国としての責任を踏まえながら、国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正な管理や地球規模での環境リスクの低減対策に貢献します。化学物質管理のための国際的な枠組・国際標準の構築に向け、我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、開発途上国への技術支援を進めます。」

4 重点的取組事項

- (1) 各主体に期待される役割
- (2) 科学的な環境リスク評価の推進
- (3) 効果的・効率的なリスク管理の推進
- (4) リスクコミュニケーションの推進
- (5) 国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応

第2章 環境保全施策の体系

第1節 環境問題の各分野に係る施策

5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策

「(5) 国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応

国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)の考え方によらし、  
2020年までに著しい環境リスクを最小化することを目標として、国際機関との連携を図りつつ、適切な国内措置を講じます。

## (2) 第三次環境基本計画における化学物質関連の記載内容（目次）

第一部第1章第2節 第二次環境基本計画策定後の取組による主な成果と今後の環境政策の課題

### 5 化学物質対策の分野

第二部第1章第5節 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

#### 1 現状と課題

- (1) 化学物質の問題の背景
- (2) これまでの対策の推移
- (3) 有害性、ばく露、リスクに関する情報の不足
- (4) 化学物質の特性等に応じた様々な対策手法の必要性
- (5) 「安全」と「安心」のギャップ
- (6) 国際的な課題に対する我が国からの情報発信

#### 2 中長期的な目標

#### 3 施策の基本的方向

#### 4 重点的取組事項

- (1) 各主体に期待される役割
- (2) 科学的な環境リスク評価の推進
- (3) 効果的・効率的なリスク管理の推進
- (4) リスクコミュニケーションの推進
- (5) 国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応

#### 5 取組推進に向けた指標及び具体的な目標

第二部第2章第1節 環境問題の各分野に係る施策

### 5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策

参考資料2

### 第三次環境基本計画の見直しスケジュール(案)

平成23年3月 環境大臣から環境基本計画の見直しについて諮問



環境政策を取り巻く諸要因ごとの検討、基本的論点に関する方向性、計画の構成等について審議



7月目途 論点整理、基本的構成、今後の進め方等のとりまとめ



夏以降

パブリックコメント  
原案作成に向けた検討



原案のとりまとめ



パブリックコメント



中央環境審議会答申

平成23年度内目途 第四次環境基本計画の閣議決定



## 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（目次）

### 第1章 はじめに

- 第1節 POPs 条約制定及び我が国の締結の経緯
- 第2節 我が国における POPs 問題の経緯
- 第3節 国内実施計画策定までの手続き

### 第2章 我が国の状況

- 第1節 我が国の概要
  - 1. 人口統計等
  - 2. 政治構造
  - 3. 製造業及び農業部門
  - 4. 主な経済部門による産業雇用
- 第2節 POPs に係る施策の実施状況
  - 1. 製造、使用、輸入及び輸出の規制
  - 2. 非意図的生成物質対策
  - 3. 在庫・廃棄物対策
  - 4. 環境監視
- 第3節 POPs に係る現状と課題
  - 1. 一般環境の状況
  - 2. 講じた施策の有効性の評価と課題

## 第3章 具体的な施策の展開—国内実施計画の戦略及び行動計画要素

### 第1節 基本的考え方

### 第2節 実施計画の効果的実施

- 1. 実行体制と各主体の連携
- 2. 国内の各種計画との連携

### 第3節 POPs の製造、使用、輸入及び輸出を防止する ことを目的とした規制のための措置

- 1. 化審法による措置
- 2. 農薬取締法による措置
- 3. 薬事法による措置
- 4. 外国為替及び外国貿易法による措置

### 第4節 非意図的生成物の排出削減のための行動計画

- 1. ダイオキシン類
- 2. ヘキサクロロベンゼン (HCB)
- 3. ポリ塩化ビフェニル (PCB)

### 第5節 ポリ塩化ビフェニルの廃絶のための取組

- 1. 使用の禁止
- 2. 廃絶

### 第6節 在庫及び廃棄物を特定するための戦略並びに適正管理及び処理のため の取組

1. 埋設農薬
2. 廃クロルデン類等
3. ダイオキシン類に汚染された廃棄物
4. ダイオキシン類を含有する農薬

#### 第7節 汚染された場所を特定するための戦略

1. ダイオキシン類
2. ポリ塩化ビフェニル (PCB)
3. その他

#### 第8節 POPs 条約附属書掲載物質以外の POPs への対応

#### 第9節 POPs の環境監視のための取組

#### 第10節 国際的取組

1. POPs 条約に基づく取組
2. 関連する諸条約との連携

#### 第11節 情報の提供

1. 情報の整備
2. 利害関係者との協議
3. 広報活動

#### 第12節 研究及び技術開発の促進

### 第4章 国内実施計画の実施状況の点検と改定

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約関係省庁連絡会議の設置について

平成15年1月15日  
(平成16年2月20日改定)  
関係省庁申合せ

- 1 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画の策定、実施状況の点検等に際しての関係省庁間の連絡調整の円滑化及び同条約の効果的な実施の促進を図ることを目的として、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- 2 (1) 連絡会議の構成員は、別表1のとおり関係省庁の職員をもって構成する。ただし、議長は必要があると認められるときは、別表1の省庁以外の省庁の職員を構成員として追加することができる。なお、構成員の所属する行政機関内の他の部局の職員は、必要に応じ連絡会議に出席することができる。  
(2) 連絡会議の議長は、環境省環境保健部長をもってこれに充てる。
- 3 議長は、他の構成員に諮った上で、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員又はその他の関係者に出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 (1) 連絡会議に幹事を置き、別表2の関係省庁の職員をもって構成する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、別表2の省庁以外の省庁の職員を幹事として追加することができる。なお、幹事の所属する行政機関内の他の部局の職員は、必要に応じ幹事会に出席することができる。  
(2) 幹事会の議長は、環境省環境保健部環境安全課長をもってこれに充てる。
- 5 連絡会議の庶務は、関係省庁の協力を得て環境省環境保健部において処理する。
- 6 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議の承認を得た上で、連絡会議の議長が定める。

別表1(連絡会議)

内閣府大臣官房審議官（科学技術政策担当）  
外務省総合外交政策局国際社会協力部長  
文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）  
厚生労働省大臣官房審議官  
農林水産省大臣官房審議官  
経済産業省製造産業局次長  
環境省環境保健部長

別表2(幹事会)

内閣府政策統括官（科学技術政策担当）付参事官  
外務省国際社会協力部地球環境課長  
文部科学省研究開発局海洋地球課地球・環境科学技術推進室長  
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長  
農林水産省大臣官房環境政策課長  
農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長  
経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室長  
経済産業省製造産業局化学物質管理課長  
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長  
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理推進室長  
環境省環境保健部企画課化学物質審査室長  
環境省環境保健部環境安全課長  
環境省環境管理局総務課ダイオキシン対策室長  
環境省環境管理局大気環境課長  
環境省水環境部水環境管理課長  
環境省水環境部土壤環境課農薬環境管理室長

(参考) 活動内容、これまでの主要な成果等

設置年：平成15年

・第1回（平成15年1月15日（水））

議題：残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約関係省庁連絡会議の設置について

結果：条約に基づく国内実施計画の検討を進めることについて合意。

・第2回（平成17年6月20日（月））

議題：残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画について

結果：国内実施計画原案を作成し、計画案を確定。

※条約対象物質追加に伴う国内実施計画の改定のため、来年8月までに開催の見込み

当該連絡会議における主な成果

　　残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画の策定（平成17年6月）



（新）国民参加型の政策形成推進事業

2 百万円（ 0 百万円）

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（ヨハネスブルグ・サミット）の合意を受けて2006年の第1回国際化学物質管理会議（ICCM）で採択された国際的な戦略・行動計画であるSAICM（国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ）において、化学物質の環境安全に係る政策決定プロセスへの多様な主体の参加と、それによる政策の透明性・説明責任の確保が国際的に求められている。

このため、本事業では、国民、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する「化学物質と環境政策対話（仮称）」を設置し、参加メンバー自らの運営による議題設定、意見交換等を通じた政策提言を試行的に実施するものである。

2. 事業計画

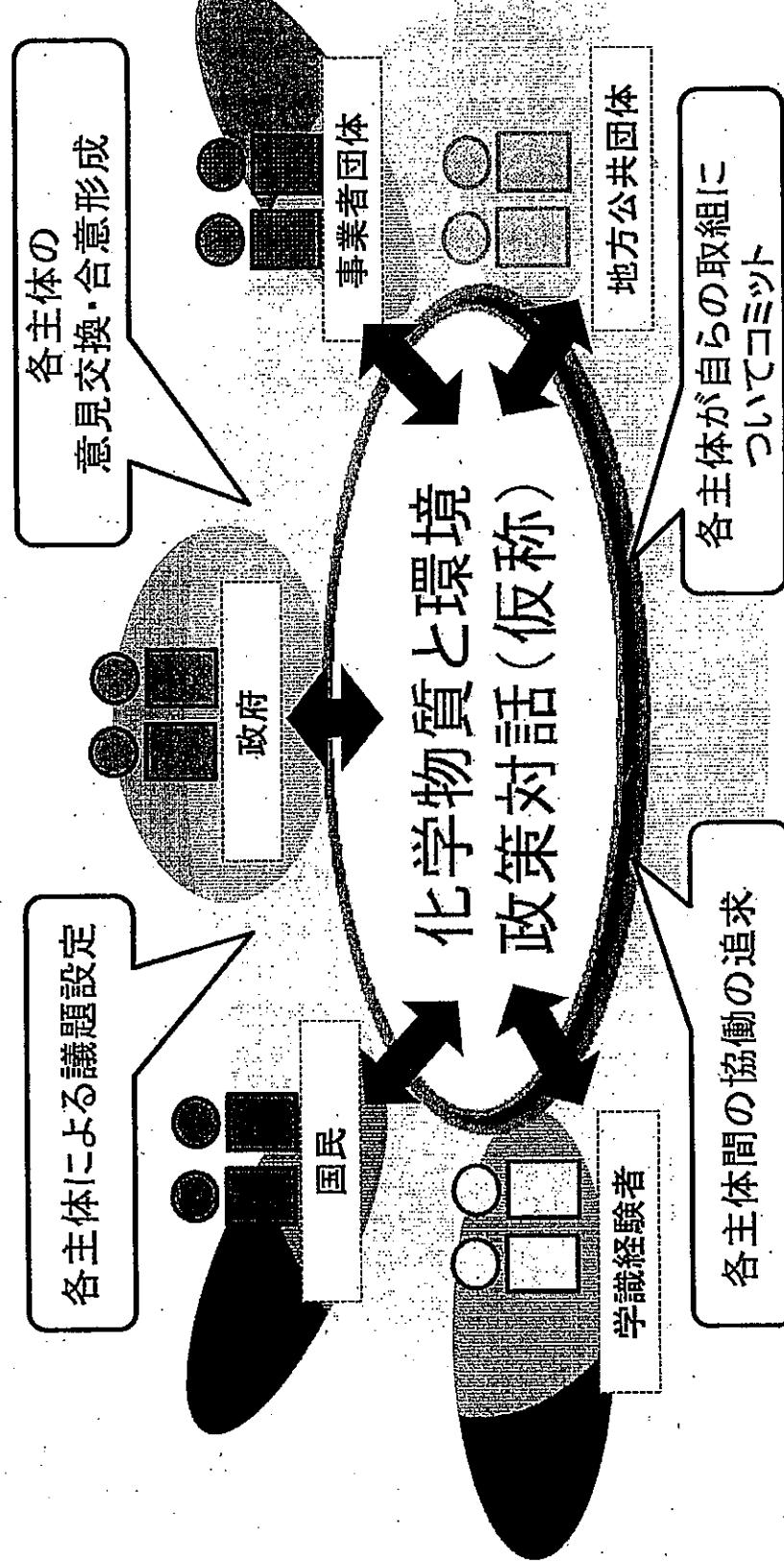
国民、事業者、行政、学識経験者といった化学物質に関係する様々な主体が参加し、各メンバーの関心が高い問題を協議により選定し、意見交換、合意形成を図ることにより、化学物質と環境に係る国民の安全・安心の確保に向けた政策提言を試行的に取りまとめる。

3. 施策の効果

各主体が協働して政策提言を取りまとめることにより、化学物質の環境リスクの低減と、国民が安心して暮らせる安全な社会の構築に資する。

## 国民参加型の政策形成推進事業

►SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)において、意思決定プロセスへの市民社会の全ての部門の参加と透明性・説明責任の確保が求められている。



各主体の協働により政策提言を取りまとめ  
化学物質の環境リスクの低減  
安心して暮らせる安全な社会の構築  
に貢献

## 化学物質と環境円卓会議 メンバー一覧

(2010年8月31日時点)

### ○学識経験者(3名)

北野 大 明治大学大学院 理工学研究科 新領域創造専攻教授  
原科 幸彦 東京工業大学大学院総合理工学研究科教授  
安井 至 (独)製品評価技術基盤機構(NITE)理事長

### ○市民代表(7名)

有田 芳子 主婦連合会 環境部長  
大沢 年一 日本生活協同組合連合会 組織推進本部 環境事業推進室長  
後藤 敏彦 環境監査研究会代表幹事  
サステナビリティ・コミュニケーションネットワーク代表幹事  
社会的責任投資フォーラム会長  
サステナビリティ日本フォーラム代表理事  
崎田 裕子 NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長  
NPO法人新宿環境活動ネット代表理事  
角田 季美枝 バルディーズ研究会 運営委員  
中下 裕子 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議事務局長  
コスモス法律事務所 弁護士  
村田 幸雄 (財)世界自然保護基金ジャパン シニア・オフィサー

### ○企業代表(7名)

#### (化学業界代表)

井上 歩 (社)日本化学工業協会 広報部長  
庄野 文章 (社)日本化学工業協会 常務理事  
越智 仁 株式会社三菱ケミカルホールディングス 取締役常務執行役員 経営戦略室長  
三菱樹脂株式会社 取締役  
三菱レイヨン株式会社 取締役  
中谷 吉隆 日本石鹼洗剤工業会 理事 環境委員会委員長  
花王株式会社 執行役員 環境・安全推進本部長

#### (ユーザー企業代表)

大場 昇 日産自動車株式会社 環境・安全技術専門部 主管  
企画室 グローバル環境企画オフィス 主管(兼務)  
山田 充 電機・電子4団体<sup>(※)</sup> 2010年事業所関連化学物質対策専門委員会委員長  
<sup>(※)</sup> (社)日本電機工業会 (社)電子情報技術産業協会 一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会 (社)ビジネス機械・情報システム産業協会  
富士電機ホールディングス株式会社 ものづくり戦略本部 環境管理部  
担当部長

#### (流通企業代表)

金山 亮 合同会社西友 執行役員 SVP(企業コミュニケーション部)

○行政代表（5名）

渡辺 一法	神奈川県環境科学センター所長
平山 佳伸	厚生労働省大臣官房審議官
雨宮 宏司	農林水産省大臣官房審議官
川上 景一	経済産業省製造産業局審議官
佐藤 敏信	環境省環境保健部長